

○国土交通省告示第百五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十一条第一項及び第二項並びに第二十七条第一項並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の三第一号、第百八条の四第二項第二号、第百九条の八及び第百十条の五の規定に基づき、耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月二十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件等の一部を改正する告示

（耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件の一部改正）

第一条 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件（平成十二年建設省告示第千四百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三 令第八八条の四第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間を求める方法は、次の各号に掲げる建築物の部分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。 一 壁（耐力壁に限る。） 当該構造の構造方法の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより屋内火災保有耐火時間を求めること。 イ 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一平方メートルにつき六〇ニュートン以下のものに限る。第四第一号イにおいて同じ。）で、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル以上のもの 次に定めるところにより屋内火災保有耐火時間を求めること。 (1)・(2) (略) ロ (略) 二七 (略) 2 (略)	第三 令第八八条の四第二項第二号に規定する屋内火災保有耐火時間を求める方法は、次の各号に掲げる建築物の部分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 一 壁（耐力壁に限る。） 当該構造の構造方法の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより屋内火災保有耐火時間を求めること。 イ 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一平方メートルにつき六〇ニュートン以下のものに限る。第四第一号イにおいて同じ。）で、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三センチメートル以上のもの 次に定めるところにより屋内火災保有耐火時間を求めること。 (1)・(2) (略) ロ (略) 二七 (略) 2 (略)

（建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第二条 建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法等を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。 イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。 (1) (略) (2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。 (i) (略) (ii) 次の(一)から(五)までに掲げる固有特定避難時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(五)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。） (一) (略) (二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの (イ・ロ) (略)	第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。 一 次に掲げる基準に適合する建築物 準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあつては、避難時倒壊防止構造）とすること。 イ 二階以上の階に居室を有するものにあつては、次に掲げる基準に適合する直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。 (1) (略) (2) 階段室、バルコニー及び付室は、令第百二十三条第三項第六号の開口部、同項第八号の窓又は(4)の出入口の部分（令第百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる壁（防火被覆が設けられていないものを除く。）で囲むこと。 (i) (略) (ii) 次の(一)から(五)までに掲げる固有特定避難時間に一・二を乗じた時間の区分に応じ、当該(一)から(五)までに定める構造の壁（その全部又は一部に木材を用いた壁以外の壁に限る。） (一) (略) (二) 七十五分を超え、九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに掲げるもの (イ・ロ) (略)

2
 〃
 8
 (略)

二
 〃
 四
 (略)

口
 〃
 へ
 (略)

(3)
 〃
 (5)
 (略)

(三)
 〃
 (五)
 (略)

2
 〃
 8
 (略)

二
 〃
 四
 (略)

口
 〃
 へ
 (略)

(3)
 〃
 (5)
 (略)

(三)
 〃
 (五)
 (略)

（建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 建築基準法第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一 (略) 2 (略) 3 第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。第六項第一号及び第十一項から第十四項までにおいて同じ。）（シャッターにあつては、鉛直方向に作動するものに限る。）をいう。 一 五 (略) 4 五 (略) 11 第三項及び第六項の「九十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) 二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十二に規定する準遮熱型九十分間防火設備 三 五 (略) 12 (略) 13 第三項及び第六項の「四十五分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 五 (略) 六 枠及び框を木材（気乾比重が〇・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合す	第一 (略) 2 (略) 3 第一項の「通常火災終了時間防火設備」は、次の各号に掲げる当該建築物の固有通常火災終了時間の区分に応じ、当該各号に定める防火設備（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。第六項及び第十一項から第十四項までにおいて同じ。）（シャッターにあつては、鉛直方向に作動するものに限る。）をいう。 一 五 (略) 4 五 (略) 11 第三項及び第六項の「九十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 (略) 二 令和六年国土交通省告示第二百二十七号第十二に規定する準遮熱型九十分防火設備 三 五 (略) 12 (略) 13 第三項及び第六項の「四十五分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。 一 五 (略) 六 枠及び框を木材（気乾比重が〇・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。）で造り、かつ、次に掲げる基準に適合す

る構造とした防火設備

イ 次のいずれかに該当する戸であること。

(1) (略)

(2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸（いずれも枠の見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては二十二ミリメートル以上であつて、見込寸法が百六十一ミリメートル以上であり、かつ、框の見付寸法が、屋内側にあつては三十一ミリメートル以上、屋外側にあつては六十九ミリメートル以上であつて、見込寸法が百二十ミリメートル以上であるものに限る。）

(3) 片引き戸であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(i) 次の(一)又は(二)に掲げる片引き戸の部分の区分に応じ、当該

(一)又は(二)に定める基準に適合すること。

(一) 固定部 幅が三百四十八ミリメートル以上千三百三十六ミリメートル以下であり、かつ、高さが九百二ミリメートル以上二千四百三十ミリメートル以下であること。

(二) 可動部 幅が九百四十八ミリメートルであり、かつ、高さが八百ミリメートル以上二千三百二十八ミリメートル以下であること。

(ii) 固定部の枠が、次の(一)から(三)までに掲げる枠の区分に応じ、当該(一)から(三)までに掲げる基準に適合するものとすること。

(一) 召合せ部分のたて枠 見付寸法が六十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が百二十ミリメートル以上であること。

(二) (一)以外のたて枠 見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては四十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百四十ミリメートル以上であること。

(三) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミ

る構造とした防火設備

イ 次のいずれかに該当する戸であること。

(1) (略)

(2) 縦すべり出し戸又は横すべり出し戸（いずれも枠の見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては二十二ミリメートル以上であつて、見込寸法が百二十ミリメートル以上であり、かつ、框の見付寸法が、屋内側にあつては三十一ミリメートル以上、屋外側にあつては六十九ミリメートル以上であつて、見込寸法が百六十一ミリメートル以上であるものに限る。）

(3) 片引き戸であつて、次に掲げる基準に適合するもの

(i) 次の(一)又は(二)に掲げる片引き戸の部分の区分に応じ、当該

(一)又は(二)に定める基準に適合すること。

(一) 固定部 幅が三百四十八ミリメートルであり、かつ、高さが九百二ミリメートルであること。

(二) 可動部 幅が九百四十八ミリメートルであり、かつ、高さが八百ミリメートルであること。

(ii) 固定部の枠が、次の(一)から(三)までに掲げる枠の区分に応じ、当該(一)から(三)までに掲げる基準に適合するものであること。

(一) 召合せ部分のたて枠 見付寸法が六十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が百十四ミリメートル以上であること。

(二) (一)以外のたて枠 見付寸法が、屋内側にあつては六十五ミリメートル以上、屋外側にあつては四十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上であること。

(三) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミ

リメートル以上、屋外側にあつては九十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百四十ミリメートル以上であること。

(iii) 固定部以外の枠が、次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであつて、その屋外側の面が厚さ〇・三ミリメートル以上（下枠にあつては、厚さ〇・八ミリメートル以上）の鋼材で被覆されているものとする。

(一) たて枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては百十四ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百四十ミリメートル以上であること。

(二) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては八十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百四十ミリメートル以上であること。

(iv) 可動部の枠が、次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであつて、その屋外側の面が鋼材（厚さ〇・三ミリメートル以上のものに限る。）で被覆されているものとする。

(一)・(二) (略)

ハ ロ
(略)
次の(1)から(4)までに掲げる戸の種類に応じ、当該(1)から(4)までに定める開口部に取り付けられたものとする。

(1) (略)

(2) 縦すべり出し戸 幅が四百三十八ミリメートル以上八百三十八ミリメートル以下で、高さが六百九十ミリメートル以上千七百三十八ミリメートル以下であるもの

(3) 横すべり出し戸 幅が六百九十ミリメートル以上九百三十八ミリメートル以下で、高さが四百三十八ミリメートル以上九百

リメートル以上、屋外側にあつては九十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上であること。

(iii) 固定部以外の枠が、次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであつて、その屋外側の面が鋼材（厚さ〇・三ミリメートル以上のものに限る。）で被覆されているものであること。

(一) たて枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては百十四ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上であること。

(二) 上枠及び下枠 見付寸法が、屋内側にあつては四十五ミリメートル以上、屋外側にあつては八十二ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が二百三十七ミリメートル以上であること。

(iv) 可動部の枠が、次の(一)又は(二)に掲げる枠の区分に応じ、当該(一)又は(二)に掲げる基準に適合するものであること。

(一)・(二) (略)

ハ ロ
(略)
次の(1)から(4)までに掲げる戸の種類に応じ、当該(1)から(4)までに定める開口部に取り付けられたものであること。

(1) (略)

(2) 縦すべり出し戸 幅が四百三十八ミリメートル以上九百三十八ミリメートル以下で、高さが六百九十ミリメートル以上九百三十八ミリメートル以下であるもの

(3) 横すべり出し戸 幅が六百九十ミリメートル以上千七百三十八ミリメートル以下で、高さが四百三十八ミリメートル以上八

三十八ミリメートル以下であるもの

(4) 片引き戸 幅が千二百六十二ミリメートル以上二千二百三十三ミリメートル以下で、高さが九百二ミリメートル以上二千四百三十ミリメートル以下であるもの

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠又は框に取り付けられたものとする。

(1) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが〇・五ミリメートル以上の取付部材により枠又は框に堅固に取り付けること。

(2) (略)

(3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが二十四・五ミリメートル以上のねじ、ボルトその他これらに類するものにより枠又は框に百八十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(4) (略)

(5) かかり代長さは、七ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周(ⅱ)に掲げる部材にあつては、ガラスの下端部を除く。)にわたって設置すること。

(ⅰ)・(ⅱ) (略)

(2) 縦すべり出し戸、横すべり出し戸又は片引き戸にあつては、ガラスの框に含まれる部分の長さを十三ミリメートル以上とすること。

ヘ・ト (略)

七 (略)

14 第六項の「三十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

一 (略)

二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後三十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第

百三十八ミリメートル以下であるもの

(4) 片引き戸 幅が千二百六十二ミリメートルで、高さが九百二ミリメートルであるもの

ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠又は框に取り付けられたものであること。

(1) ガラスを鋼材で造られた厚さが〇・五ミリメートル以上の取付部材により枠又は框に堅固に取り付けること。

(2) (略)

(3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが三十四ミリメートル以上のねじにより枠又は框に百八十ミリメートル以下の間隔で固定すること。

(4) (略)

(5) かかり代長さは、十三ミリメートル以上とすること。

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 取付部分に次に掲げる部材をガラスの下端部以外の全周にわたって設置すること。

(ⅰ)・(ⅱ) (略)

(2) 縦すべり出し戸、横すべり出し戸又は片引き戸にあつては、ガラスの框に含まれる部分の長さを十六ミリメートル以上とすること。

ヘ・ト (略)

七 (略)

14 第六項の「三十分間防火設備」は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備をいう。

一 (略)

二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後四十五分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法第二十一条第

二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

三・四 (略)

五 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ (略)

ロ 複層ガラス（耐熱結晶化ガラス又は積層ガラス（厚さ十一ミリメートル以上であり、かつ、フロート板ガラス（厚さが二・六ミリメートル以上であるものに限る。）並びに中間層（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウム及び水であり、かつ、厚さが一・四ミリメートル以上であるものに限る。）及びポリビニルブチラル（厚さが〇・三八プラスマイナス〇・〇八ミリメートルであるものに限る。）により構成されるものに限る。）並びに低放射ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。）により構成されるものに限る。）が用いられたものであること。

ハ・ホ (略)

第二項、法第六十一条第一項、令第百八条の三第一号又は令第百九条の八の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備

三・四 (略)

五 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次に掲げる基準に適合する構造とした防火設備

イ (略)

ロ 複層ガラス（耐熱結晶化ガラス又は積層ガラス（厚さ十一ミリメートル以上であり、かつ、フロート板ガラス（厚さが三ミリメートル以上であるものに限る。）並びに中間層（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウム及び水であり、かつ、厚さが一・四ミリメートル以上であるものに限る。）及びポリビニルブチラル（厚さが〇・三八プラスマイナス〇・〇八ミリメートルであるものに限る。）により構成されるものに限る。）並びに低放射ガラス（厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。）により構成されるものに限る。）が用いられたものであること。

ハ・ホ (略)

（警報設備の構造方法及び設置方法を定める件の一部改正）

第四条 警報設備の構造方法及び設置方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
改正前	

第一 建築基準法施行令（第二において「令」という。）第百十条の五に規定する警報設備の構造方法は、次の各号に掲げる警報設備の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するものとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。第二第二号において同じ。） 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三条第二項第一号、第二号及び第四号の規定

ロ (略)

第二 令第百十条の五に規定する警報設備は、次の各号に掲げる警報設備の種類の区分に応じ、当該各号に定める規定に適合するように設けるものとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三条第二項第三号の規定

ロ (略)

2 (略)

第一 建築基準法施行令（第二において「令」という。）第百十条の五に規定する警報設備の構造方法は、次の各号に掲げる警報設備の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規定に適合するものとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成二十年総務省令第百五十六号）第二条第二号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。第二第二号において同じ。） 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三条第二項第一号及び第三号の規定

ロ (略)

第二 令第百十条の五に規定する警報設備は、次の各号に掲げる警報設備の種類の区分に応じ、当該各号に定める規定に適合するように設けるものとする。

一 (略)

二 特定小規模施設用自動火災報知設備 次に掲げる規定

イ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令第三条第二項第二号の規定

ロ (略)

2 (略)

（壁等の構造方法を定める件の一部改正）

第五条 壁等の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第二 壁等である建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。 一 耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。 (1) 九十分を超える場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造 (i) (略) (ii) 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一方ミリメートルにつき六十ニュートン以下のものであって、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）であって、当該鉄筋コンクリート造とした間仕切壁が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの $t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$ この式において、t_A、t_{fr}及びαは、それぞれ次の数値を表すものとする。 t_A 耐火時間（単位 分） t_{fr} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第一号イ(1)に掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）	第二 壁等である建築物の部分及び防火設備の構造方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。 一 耐力壁である壁及び防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 耐力壁である間仕切壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。 (1) 九十分を超える場合 次の(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造 (i) (略) (ii) 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一方メートルにつき六十ニュートン以下のものであって、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）であって、当該間仕切壁が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの $t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$ この式において、t_A、t_{fr}及びαは、それぞれ次の数値を表すものとする。 t_A 耐火時間（単位 分） t_{fr} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第一号イ(1)に掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）

α 当該隣接室における火災温度上昇係数（平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三項第一号イ（2）に掲げる式によって計算した火災温度上昇係数をいう。以下同じ。）	（2）・（3）（略） ロ 耐力壁である外壁は、次の（1）から（3）までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める構造とすること。 （1） 九十分を超える場合 次の（i）又は（ii）のいずれかに掲げる構造 （i）（略） （ii） 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一方メートルにつき六十ニュートン以下のものであって、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）であって、当該鉄筋コンクリート造とした外壁が面する隣接室の各部分において、イ（1）（ii）に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの （2）・（3）（略） ハ・ホ （略） 二 壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 間仕切壁は、次の（1）から（3）までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める構造とすること。 （1） 九十分を超える場合 次の（i）から（iii）まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、（i）又は（ii）のいずれかに掲げる構造 （i）・（ii）（略） （iii） 鉄筋コンクリート造であつて、当該鉄筋コンクリート造とした間仕切壁が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上のもの
--	--

α 当該隣接室における火災温度上昇係数（平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三項第一号イ（2）に掲げる式によって計算した火災温度上昇係数をいう。以下同じ。）	（2）・（3）（略） ロ 耐力壁である外壁は、次の（1）から（3）までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める構造とすること。 （1） 九十分を超える場合 次の（i）又は（ii）のいずれかに掲げる構造 （i）（略） （ii） 鉄筋コンクリート造（コンクリートの設計基準強度が一方メートルにつき六十ニュートン以下のものであって、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが三十ミリメートル以上のものに限る。）であって、当該外壁が面する隣接室の各部分において、イ（1）（ii）に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの （2）・（3）（略） ハ・ホ （略） 二 壁、柱及びはり並びに防火設備により区画する場合 次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 間仕切壁は、次の（1）から（3）までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める構造とすること。 （1） 九十分を超える場合 次の（i）から（iii）まで（耐力壁である間仕切壁にあつては、（i）又は（ii）のいずれかに掲げる構造 （i）・（ii）（略） （iii） 鉄筋コンクリート造であつて、当該間仕切壁が面する隣接室の各部分において、次に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上のもの
--	--

$$t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 t_A 、 t_{fr} 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- t_A 耐火時間（単位 分）
- t_{fr} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第二号イに掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）
- α 当該隣接室における火災温度上昇係数

(2)・(3) (略)

ロ 外壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)から(iii)まで（耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i)・(ii) (略)

(iii) 鉄筋コンクリート造であつて、当該鉄筋コンクリート造とした外壁が面する隣接室の各部分において、イ(1)(iii)に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの

(2)・(3) (略)

ハ・ト (略)

三 (略)

第四 壁等は、当該壁等以外の建築物の部分（壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあつては、当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを除く。）とエキスパンションジョイントその他の相互に防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じさせる応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものとする。ただし、当該壁等以外の建築物の部分の

$$t_A = t_{fr} \left(\frac{\alpha}{460} \right)^{3/2}$$

この式において、 t_A 、 t_{fr} 及び α は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- t_A 耐火時間（単位 分）
- t_{fr} 平成十二年建設省告示第千四百三十三号第三第一項第二号イに掲げる式により計算した屋内火災保有耐火時間（単位 分）
- α 当該隣接室における火災温度上昇係数

(2)・(3) (略)

ロ 外壁は、次の(1)から(3)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める構造とすること。

(1) 九十分を超える場合 次の(i)から(iii)まで（耐力壁である外壁にあつては、(i)又は(ii)のいずれかに掲げる構造

(i)・(ii) (略)

(iii) 鉄筋コンクリート造であつて、当該外壁が面する隣接室の各部分において、イ(1)(iii)に掲げる式により算出した耐火時間が火災継続予測時間以上であるもの

(2)・(3) (略)

ハ・ト (略)

三 (略)

第四 壁等が、当該壁等以外の建築物の部分（壁等が火災の発生のおそれの少ない室を構成する場合にあつては、当該壁等の室内の付け柱及び階段その他これに類するものを除く。）とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法（延焼防止上支障がないものに限る。）のみで接するものであること。ただし、当該壁等以外の建築物の部分の特定主要構造部が耐火構造、令第百八条の四第一項

特定主要構造部が耐火構造、令第八百八条の四第一項第一号若しくは第二号に該当する構造又は令第九百九条の五第一号に掲げる基準に適合する構造である場合にあつては、この限りでない。

第八 給水管、配電管その他の管（以下この第八において「給水管等」という。）が壁等を貫通する場合において、当該給水管等及び当該壁等の構造は、次の各号に掲げる火災継続予測時間の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 六十分（給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合にあつては、九十分）以下である場合 次のイからハまで（次項第四号に適合する給水管等が壁等を貫通する場合にあつては、ロ及びハ）に掲げる基準に適合するものであること。

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。ハ（2）及び次号において同じ。）を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるものに限る。）が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

ハ 次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであること。

（1）給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間（ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。（2）において同じ。）がモルタル又はコンクリートで埋められていること。

（2）給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物

第一号若しくは第二号に該当する構造又は令第九百九条の五第一号に掲げる基準に適合する構造である場合にあつては、この限りでない。

第八 給水管、配電管その他の管が当該壁等（屋外に面するものを除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該壁等との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

2 令第二百二十九条の二の四第一項第七号の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同号ハ中「二十分間（第一百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第十項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）と読み替えるものとする。

。若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第一百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては一時間、第十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「火災継続予測時間（当該壁等が第二第三号に掲げる構造である場合において、火災継続予測時間が六十分を超え、九十分以下である場合にあつては六十分、火災継続予測時間が六十分以下である場合にあつては四十五分）」と読み替えるものとする。

繊維材料をいい、かさ比重が〇・一二八以上で、かつ、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。以下この(2)及び次号ハにおいて同じ。)で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する壁等を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。)に防火被覆(厚さが二十一ミリメートル以上の強化せつこうボード又は繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。次号ロ及びハにおいて同じ。)に限る。)が設けられていること。

二 六十分を超え、百二十分以下(給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合にあつては、九十分を超え、百八十分以下)である場合 次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百六十三ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆(厚さが二十五ミリメートル以上の強化せつこうボードを二枚以上張ったものの上に厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張ったものに限る。)が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

ハ 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間)がモルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められ、かつ、当該モルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該壁等

により分離された室の内部に面する部分（屋外に面する壁等を貫通する場合にあっては、屋外に面する部分を含む。）に次の(1)又は(2)のいずれかに定める防火被覆が設けられていること。

- (1) 厚さが二十五ミリメートル以上の強化せっこうボードの上に厚さが十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張ったものの

- (2) 繊維強化セメント板を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十ミリメートル以上であるもの

2 前項の壁等を貫通する給水管等の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとする。ただし、給水管等が貫通する壁等が区画室等のみを構成する場合において、当該区画室等の内部に存するパイプシヤフト、パイプダクトその他これらに類するもの（第二第三号に定める基準に適合する床若しくは壁又は防火設備（同号リ(1)(i)から(iv)までに掲げる火災継続予測時間の区分に応じて当該(i)から(iv)までに定める防火設備であって、同号リ(2)から(6)までに掲げる基準に適合するものに限る。）で建築物の他の部分と区画されたものに限る。）の中にある当該給水管等の部分については、この限りでない。

- 一 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

二 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたものであって、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとする。

内 管		外 管	
外径（単位 ミリメートル）	肉厚（単位 ミリメートル）	外径（単位 ミリメートル）	肉厚（単位 ミリメートル）
（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

二六以下	三・〇以上	四五・五以上	六・〇以上
三二以下	三・五以上	四五・五以上	六・〇以上
三八以下	三・五以上	五二・五以上	六・〇以上
四八以下	三・六以上	六一以上	六・〇以上
六〇以下	四・一以上	七三以上	六・〇以上
七六以下	四・一以上	八九以上	六・〇以上
八九以下	五・五以上	一〇二以上	六・〇以上
一一四以下	六・六以上	一二九以上	六・五以上
一四〇以下	七・〇以上	一五六以上	七・〇以上
一六五以下	八・九以上	一八三以上	七・五以上

三 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成十二年建設省告示第千四百二十二号に定める数値未満とすること。

四 令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、火災継続予測時間（当該給水管等が区画室等のみを構成する壁等を貫通する場合において、火災継続予測時間が六十分を超え、九十分以下である場合にあつては

六十分間、火災継続予測時間が六十分以下である場合にあっては四十五分間) 以上のものとする。 第十六 第二の準遮熱型四十五分間防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。 一・二 (略)	第十六 第二の準遮熱型四十五分間防火設備は、次の各号のいずれかに掲げる防火設備で、第二第三号リ(2)及び(3)に掲げる基準に適合するものをいう。 一・二 (略)
---	--

（主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件の一部改正）

第六条 主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件（

令和六年国土交通省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百八条の三第一号に規定する通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できる床、壁及び防火設備（以下「特定区画」という。）の構造方法は、次に定めるものとする。 一 （略） 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合するものとする。 イ 損傷許容主要構造部（令第百八条の三に規定する主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分をいう。以下同じ。）が特定区画により囲まれている場合（特定区画部分（特定区画により区画された部分をいう。以下同じ。）を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）別表第一（イ）欄（五）項及び（六）項に掲げる用途以外の用途（特定区画部分の階数が二の場合にあつては、共同住宅の住戸、ホテルその他これらに類する用途又は事務所その他これに類する用途に限る。）に供する場合に限る。） （1）次に掲げる基準に適合するものとする。 （1）・（2） （略） （3） 特定区画を構成する建築物の部分が、次の（i）又は（ii）に掲げる特定区画の区分に応じ、当該（i）又は（ii）に定める基準に適合すること。 （i） 特定区画であつて、（ii）に該当しないもの 次の（一）から（九）までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該（一）から（九）までに定める基準に適合するものとする。 （一） 耐力壁である間仕切壁 次の（イ）から（ハ）までに掲げる特定区画通常火災継続時間（特定区画の構造に応じ、通常の火災が通常継続する時間をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該（イ）から（ハ）までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート	第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百八条の三第一号に規定する通常の火災が発生した場合に建築物の他の部分又は周囲への延焼を有効に防止できる床、壁及び防火設備（以下「特定区画」という。）の構造方法は、次に定めるものとする。 一 （略） 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合するものとする。 イ 損傷許容主要構造部（令第百八条の三に規定する主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分をいう。以下同じ。）が特定区画により囲まれている場合（特定区画部分（特定区画により区画された部分をいう。以下同じ。）を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）別表第一（イ）欄（五）項及び（六）項に掲げる用途以外の用途（特定区画部分の階数が二の場合にあつては、共同住宅の住戸、ホテルその他これらに類する用途又は事務所その他これに類する用途に限る。）に供する場合に限る。） （1）次に掲げる基準に適合するものとする。 （1）・（2） （略） （3） 特定区画を構成する建築物の部分が、次の（i）又は（ii）に掲げる特定区画の区分に応じ、当該（i）又は（ii）に定める基準に適合すること。 （i） 特定区画であつて、（ii）に該当しないもの 次の（一）から（九）までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該（一）から（九）までに定める基準に適合するものとする。 （一） 耐力壁である間仕切壁 次の（イ）から（ハ）までに掲げる特定区画通常火災継続時間（特定区画の構造に応じ、通常の火災が通常継続する時間をいう。以下同じ。）に応じ、当該（イ）から（ハ）までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート

リート造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限り。以下同じ。）
、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限り。以下同じ。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。以下同じ。）とすること。

(イ) (ハ) (略)

(二) 非耐力壁である間仕切壁 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(三) 耐力壁である外壁 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(四) 非耐力壁である外壁 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(五) (略)

(六) 区画下部の床 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(七) 区画上部の床又は屋根 次の(イ)又は(ロ)に掲げる特定区画

造（鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さが平成十三年国土交通省告示第千三百七十二号第二項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限り。以下同じ。）
、鉄骨鉄筋コンクリート造（鉄筋又は鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが同項の基準によるものにあつては、防火上支障のないものに限り。以下同じ。）又は鉄骨コンクリート造（鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。以下同じ。）とすること。

(イ) (ハ) (略)

(二) 非耐力壁である間仕切壁 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(三) 耐力壁である外壁 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(四) 非耐力壁である外壁 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(五) (略)

(六) 区画下部の床 次の(イ)から(ハ)までに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)から(ハ)までに定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。

(イ) (ハ) (略)

(七) 区画上部の床又は屋根 次の(イ)又は(ロ)に掲げる特定区画

通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。

(イ・ロ) (略)

(ハ) (略)

(九) 間仕切壁の開口部に設ける防火設備 次の(イ)又は(ロ)に掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める防火設備（令第十二条第十九項第二号に適合するものに限る。）（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に建具が設けられている場合においては、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。以下同じ。）とすること。

(イ) (略)

(ロ) 九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める防火設備

(イ) (イ)に掲げる場合 (イ)に定める防火設備又は遮熱型九十分間防火設備

熱型九十分間防火設備

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 (イ)に定める防火設備

又は遮熱型九十分間防火設備

(ii) 特定区画の出入口に付室（火災の発生のおそれの少ない室（令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室をいう。）に該当するものに限る。）が設けられているもの 壁、柱、床、はり、屋根及び間仕切壁の開口部に設けられた防火設備（当該付室を構成する間仕切壁の開口部に設けられたものを除く。）にあつては(イ)に掲げる基準に

通常火災継続時間に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める構造とし、かつ、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造とすること。

(イ・ロ) (略)

(ハ) (略)

(九) 間仕切壁の開口部に設ける防火設備 次の(イ)又は(ロ)に掲げる特定区画通常火災継続時間に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める防火設備（令第十二条第十九項第二号に適合するものに限る。）（周囲の部分（防火設備から内側に十五センチメートル以内の間に建具が設けられている場合においては、当該建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものであって、枠若しくは他の防火設備と接する部分を相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当たりを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、取付金物が当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものに限る。以下同じ。）とすること。

(イ) (略)

(ロ) 九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(イ)又は(ロ)に定める防火設備

(イ) (イ)に掲げる場合 (イ)に定める防火設備又は遮熱型九十分間防火設備

型九十分間防火設備

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 (イ)に定める防火設備

又は遮熱型九十分間防火設備

(ii) 特定区画の出入口に付室（火災の発生のおそれの少ない室（令第二百二十八条の七第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室をいう。）に該当するものに限る。）が設けられているもの 壁、柱、床、はり、屋根及び間仕切壁の開口部に設けられた防火設備（当該付室を構成する間仕切壁の開口部に設けられたものを除く。）にあつては(イ)に掲げる基準に

適合するものとし、当該付室を構成する間仕切壁の開口部に設けられた防火設備にあつては次の(一)から(三)までのいずれかに掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める防火設備（令百十二条第十九項第二号に適合するものに限る。）とすること。

(一) (略)

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備を設けること。

(イ) (イ)に掲げる場合 (一)に定める防火設備又は準遮熱型九十分間防火設備

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 (一)に定める防火設備又は遮熱型九十分間防火設備

(三) 九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備を設けること。

(イ) (イ)に掲げる場合 (二)に定める防火設備又は準遮熱型特定防火設備

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 (二)に定める防火設備又は遮熱型特定防火設備

(4) 特定区画の外壁の開口部の面積の合計は、スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分にあつては特定区画最短離隔距離（隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合にあつては、当該他の建築物を除く。以下同じ。）及び対面道路境界線（法第四十二条第一項に規定する道路を介した反対側の道路境界線をいう。）から特定区画の外壁の開口部への最短離隔距離をいう。以下同じ。）が九メートル未満のものについて、その他の特定区画部分にあつては特定区画最短離隔距離が十メートル未満のものについて、次の表に掲げる特定区画部分の種類及び特定区画最短離隔距離の区分に応じ、それぞれ

適合するものとし、当該付室を構成する間仕切壁の開口部に設けられた防火設備にあつては次の(一)から(三)までのいずれかに掲げる特定区画通常火災継続時間に^{（一）}（一）から（三）までに定める防火設備（令百十二条第十九項第二号に適合するものに限る。）とすること。

(一) (略)

(二) 九十分を超え、百二十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備を設けること。

(イ) (イ)に掲げる場合 (一)に定める防火設備又は遮熱型九十分間防火設備

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 (一)に定める防火設備又は準遮熱型九十分間防火設備

(三) 九十分以下である場合 次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める防火設備を設けること。

(イ) (イ)に掲げる場合 (二)に定める防火設備又は遮熱型特定防火設備

(ロ) (イ)に掲げる場合以外の場合 (二)に定める防火設備又は準遮熱型特定防火設備

(4) 特定区画の外壁の開口部の面積の合計は、スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分にあつては特定区画最短離隔距離（隣地境界線、当該建築物と同一敷地内の他の建築物（同一敷地内の建築物の延べ面積の合計が五百平方メートル以内である場合にあつては、当該他の建築物を除く。以下同じ。）及び対面道路境界線（法第四十二条第一項に規定する道路を介した反対側の道路境界線をいう。）から特定区画の外壁の開口部への最短離隔距離をいう。以下同じ。）が九メートル未満のものについて、その他の特定区画部分にあつては特定区画最短離隔距離が十メートル未満のものについて、特定区画部分の種類及び特定区画最短離隔距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める

れ同表に定める数値とすること。

特定区画部分 の種類	特定区画最短隔 離距離（単位 メートル）		外壁の開口部の面積の合 計（単位 平方メートル ）
	スプリンクラ ー設備等設 けている特定 区画部分	（略）	（略）
（略）	その他の特定 区画部分	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

(5) 特定区画の外壁の開口部（高さが〇・三メートル以下のもの又は面積が〇・二平方メートル以下のものを除く。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。）の下端の中心点を水平方向に次の表に掲げる式によって計算した水平移動距離移動したときにかかる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表に掲げる式によって計算した垂直移動距離移動したときにできる軌跡の範囲内の各点について、当該範囲と直交する方向に四・五メートル移動したときにできる軌跡の範囲（以下「上階延焼範囲」という。）内の部分にある外壁（特定区画である外壁を除く。）に設けられた開口部に、令第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定区画通常火災継続時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土

数値とすること。

特定区画部分 の種類	特定区画最短隔 離距離（単位 メートル）		外壁の開口部の面積の合 計（単位 平方メートル ）
	スプリンクラ ー設備等設 けている特定 区画部分	（略）	（略）
（略）	その他の特定 区画部分	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）

(5) 特定区画の外壁の開口部（高さが〇・三メートル以下のもの又は面積が〇・二平方メートル以下のものを除く。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。）の下端の中心点を水平方向に次の表に掲げる式によって計算した水平移動距離移動したときにかかる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表に掲げる式によって計算した垂直移動距離移動したときにできる軌跡の範囲内の各点について、当該範囲と直交する方向に四・五メートル移動したときにできる軌跡の範囲（以下「上階延焼範囲」という。）内の部分にある外壁（特定区画である外壁を除く。）に設けられた開口部に、令第百九条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後特定区画通常火災継続時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土

交通大臣の認定を受けたものが設けられていること。

(表 略)

(6)・(7) (略)

(8) 特定区画の下階の室の外壁の開口部（直径が〇・一五メートル以下若しくは面積が〇・一平方メートル以下であるものを除く。以下この(8)から(10)までにおいて同じ。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した水平移動距離移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表に掲げる式によって計算した垂直移動距離移動したときにできる軌跡の範囲内の各点について、当該範囲と直交する方向に四・五メートル移動したときにできる軌跡の範囲（以下「特定区画延焼範囲」という。）内の部分である外壁（特定区画の外壁に限る。）に設けられた開口部に法第二条第九号の二口に定める防火設備を設けること。

(表 略)

(9)・(10) (略)

ロ 損傷許容主要構造部を区画する特定区画の上部の全部又は一部が開放されている場合（特定区画部分を法別表第一(イ)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途以外の用途に供する場合に限る。）次に掲げる基準に適合するものとする。

(1)・(3) (略)

(4) 特定区画の外壁の開口部の面積の合計は、スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分にあつては損傷許容主要構造部最短離隔距離が九メートル未満のものについて、その他の特定区画部分にあつては損傷許容主要構造部最短離隔距離が十メートル未満のものについて、次の表に掲げる特定区画部分の種類及び損傷許容主要構造部最短離隔距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値とすること。

損傷許容主要構

交通大臣の認定を受けたものが設けられていること。

(表 略)

(6)・(7) (略)

(8) 特定区画の下階の室の外壁の開口部（直径が〇・一五メートル以下若しくは面積が〇・一平方メートル以下であるものを除く。以下この(8)から(10)までにおいて同じ。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した水平移動距離移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に次の表に掲げる式によって計算した垂直移動距離移動したときにできる軌跡の範囲内の各点について、当該範囲と直行する方向に四・五メートル移動したときにできる軌跡の範囲（以下「特定区画延焼範囲」という。）内の部分である外壁（特定区画の外壁に限る。）に設けられた開口部に法第二条第九号の二口に定める防火設備を設けること。

(表 略)

(9)・(10) (略)

ロ 損傷許容主要構造部を区画する特定区画の上部の全部又は一部が開放されている場合（特定区画部分を法別表第一(イ)欄(五)項及び(六)項に掲げる用途以外の用途に供する場合に限る。）次に掲げる基準に適合するものとする。

(1)・(3) (略)

(4) 特定区画の外壁の開口部の面積の合計は、スプリンクラー設備等を設けている特定区画部分にあつては損傷許容主要構造部最短離隔距離が九メートル未満のものについて、その他の特定区画部分にあつては損傷許容主要構造部最短離隔距離が十メートル未満のものについて、特定区画部分の種類及び損傷許容主要構造部最短離隔距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める数値とすること。

損傷許容主要構

特定区画部分の種類	造部最短隔離距離 (単位 メートル)		外壁の開口部の面積の合計 (単位 平方メートル)
	四以下	(略)	(略)
スプリンクラ設備等をつけている特定区画部分	(略)	(略)	(略)
その他の特定区画部分	五以下	(略)	零
(略)	(略)	(略)	零

(5)・(6) (略)

第四

給水管、配電管その他の管（以下この第四において「給水管等」という。）が特定区画を貫通する場合において、当該給水管等及び当該特定区画の構造は、次の各号に掲げる特定区画通常火災継続時間の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

一 六十分である場合 次のイからハまで（次項第四号に適合する給水管等が特定区画を貫通する場合にあつては、ロ及びハ）に掲げる基準に適合するものであること。

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆（強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるものに限

特定区画部分の種類	造部最短隔離距離 (単位 メートル)		外壁の開口部の面積の合計 (単位 平方メートル)
	四以下	(略)	(略)
スプリンクラ設備等をつけている特定区画部分	(略)	(略)	(略)
その他の特定区画部分	五以下	(略)	〇
(略)	(略)	(略)	〇

(5)・(6) (略)

第四

給水管、配電管その他の管が当該特定区画（屋外に面する部分を除く。）を貫通する場合においては、当該管と当該特定区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。

2 令第二百二十九条の二の四第一項第七号イからハまでの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同号ハ中「二十分間（

第二百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項（同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第二百十三条第一項の防火壁若しくは防火床にあつては

る。)が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

ハ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものであること。

(1) 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。(2)において同じ。

一)がモルタル又はコンクリートで埋められていること。

(2) 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が〇・一二八以上で、かつ、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。以下この(2)及び次号ハにおいて同じ。)で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(ロの規定によりロに規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該特定区画により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する特定区画を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。)に防火被覆(厚さが二十一ミリメートル以上の強化せっこうボード又は繊維強化セメント板に限る。)が設けられていること。

二 六十分を超え、百二十分以下である場合 次のイからハまでに掲げる基準に適合するものであること。

イ 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百六十三ミリメートル以上であること。

ロ 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆(厚さが二十五ミリメートル以上の強化せっこうボードを二枚以上張ったものの上に厚さが二十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張ったものに限る。)が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

一時間、第百十四条第一項の界壁、同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあつては四十五分間」とあるのは、「特定区画通常火災継続時間」と読み替えるものとする。

ハ 給水管等と当該給水管等が貫通する特定区画との隙間（口の規定により口に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分）がモルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められ、かつ、当該モルタル、コンクリート又はアルカリアースシリケートで埋められた部分（口の規定により口に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。）のうち、当該特定区画により分離された室の内部に面する部分（屋外に面する特定区画を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。）に次の（1）又は（2）のいずれかに定める防火被覆が設けられていること。

（1） 厚さが二十五ミリメートル以上の強化せつこうボードの上に厚さが十五ミリメートル以上の繊維強化セメント板を張つたものの

（2） 繊維強化セメント板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が四十ミリメートル以上であるもの

2 前項の特定区画を貫通する給水管等の構造は、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。

二 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の二層構造としたものであつて、内管の肉厚並びに外管の外径及び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ同表に定める基準に適合するものとする。

内 管		外 管	
外径（単位 ミリメートル）	肉厚（単位 ミリメートル）	外径（単位 ミリメートル）	肉厚（単位 ミリメートル）
（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

二六以下	三・〇以上	四五・五以上	六・〇以上
三二以下	三・五以上	四五・五以上	六・〇以上
三八以下	三・五以上	五二・五以上	六・〇以上
四八以下	三・六以上	六一以上	六・〇以上
六〇以下	四・一以上	七三以上	六・〇以上
七六以下	四・一以上	八九以上	六・〇以上
八九以下	五・五以上	一〇二以上	六・〇以上
一一四以下	六・六以上	一二九以上	六・五以上
一四〇以下	七・〇以上	一五六以上	七・〇以上
一六五以下	八・九以上	一八三以上	七・五以上

三 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成十二年建設省告示第千四百二十二号に定める数値未満とすること。

四 令第百二十九条の二の四第一項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、特定区画通常火災継続時間以上のものとする。

（建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件の一部改正）

第七条 建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（

令和六年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一 建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第二項に規定する延べ面積が三千平方メートルを超える建築物の部分又は防火設備（いづれも建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の七第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。）の構造方法は、次の各号に掲げる建築物（地階を除く階数が三以下のものであつて、法別表第一（欄五）項又は（六）項に掲げる用途に供しないものに限る。）の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 四千五百平方メートル（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室（令第百二十八条の七第二項に規定する室をいう。以下同じ。）を除く。）にスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル）以下 次に掲げる基準に適合するものとする。 イゝへ（略） ト への規定は、次に掲げる基準に適合する堅穴部分については、適用しない。 (1) (略) (2) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。 (3) (略) (4) 堅穴部分等（堅穴部分（へ）に掲げる基準に適合するものを除く。）及び当該堅穴部分以外の部分（防火区画又はへに規定する区画により当該堅穴部分と区画されていない部分に限る。）	第一 建築基準法（以下「法」という。）第二十一条第二項に規定する延べ面積が三千平方メートルを超える建築物の部分又は防火設備（いづれも建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百九条の七第一項第一号に掲げる基準に適合するものに限る。）の構造方法は、次の各号に掲げる建築物（地階を除く階数が三以下のものであつて、法別表第一（欄五）項又は（六）項に掲げる用途に供しないものに限る。）の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一 四千五百平方メートル（建築物の全ての室（火災の発生のおそれの少ない室（令第百二十八条の七第二項に規定する室をいう。以下同じ。）を除く。）にスプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）が設けられているもの又は消火上有効な措置が講じられているものにあつては、六千平方メートル）以下 次に掲げる基準に適合するものとする。 イゝへ（略） ト への規定は、次に掲げる基準に適合する堅穴部分については、適用しない。 (1) (略) (新設) (2) (略) (3) 堅穴部分等（堅穴部分及び当該堅穴部分以外の部分（防火区画又はへに規定する区画により当該堅穴部分と区画されていない部分に限る。）をいう。以下同じ。）の外壁の開口部に特定

||

チ
(略)

イ
スト
(略)

(1) 給水管等が貫通する床又は壁の厚さが百ミリメートル以上で

(2) 給水管等が木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた床若しくは壁又は内部に中空部を有する床若しくは壁を貫通する場合にあつては、防火被覆（強化せつこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、

(4) ||

チ
(略)

イ
スト
(略)

モルタルその他の不燃材料で埋めなければならない

ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。(3)(ii)において同じ。)を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上であるものに限る。)が当該床又は壁の貫通孔の内側に面する部分に設けられていること。

(3) 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当するものであること。

(i) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間(2)の規定により(2)に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分との隙間。(ii)において同じ。)がモルタル又はコンクリートで埋められていること。

(ii) 給水管等と当該給水管等が貫通する壁等との隙間がロックウール又はアルカリアースシリケート(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化カルシウム及び酸化マグネシウムである人造鉱物繊維材料をいい、かさ比重が〇・一二八以上で、かつ、加熱線収縮率が三パーセント以下のものに限る。以下この(ii)において同じ。)で埋められ、かつ、当該ロックウール又はアルカリアースシリケートで埋められた部分(2)の規定により(2)に規定する防火被覆が設けられた場合にあつては、当該防火被覆が設けられた部分を含む。)のうち、当該壁等により分離された室の内部に面する部分(屋外に面する壁等を貫通する場合にあつては、屋外に面する部分を含む。)に防火被覆(厚さが二十一ミリメートル以上の強化せつこうボード又は繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板に限る。))が設けられていること。

リ

チの壁等を貫通する給水管等の構造は、次の(1)から(4)までのいずれかに適合するものとする。ただし、給水管等が貫通する壁等が(2)に規定する火災の発生のおそれの少ない室のみを構成する場合において、当該室の内部に存するパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するもの(一時間標準耐火基準に適合する床若しくは壁又は前号へ(1)及び(2)に掲げる基準に適合する防火

リ

令第百二十九条の二の四第一項第七号の規定は、チの場合について準用する。この場合において、同号ハ中「二十分間(第百十二条第一項若しくは第四項から第六項まで、同条第七項(同条第八項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。))、同条第十項(同条第八

設備で建築物の他の部分と区画されたものに限る。）の中にある
当該給水管等の部分については、この限りでない。

(1) 給水管等の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ
両側に一メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること

(2) 硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタル（有機物の量
が重量の八パーセント以下のものに限る。）で造られた外管の
二層構造としたものであって、内管の肉厚並びに外管の外径及
び肉厚を、次の表に掲げる内管の外径の区分に応じてそれぞれ
同表に定める基準に適合するものとする。

内 管		外 管	
外径（単位 ミリメートル）	肉厚（単位 ミリメートル）	外径（単位 ミリメートル）	肉厚（単位 ミリメートル）
二六以下	三・〇以上	四五・五以上	六・〇以上
三二以下	三・五以上	四五・五以上	六・〇以上
三八以下	三・五以上	五一・五以上	六・〇以上
四八以下	三・六以上	六一以上	六・〇以上
六〇以下	四・一以上	七三以上	六・〇以上
七六以下	四・一以上	八九以上	六・〇以上
八九以下	五・五以上	一〇二以上	六・〇以上

項の規定により床面積の合計二百平方メートル以内ごとに区画す
る場合又は同条第九項の規定により床面積の合計五百平方メー
トル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第十八項の規
定による準耐火構造の床若しくは壁又は第百十三条第一項の防火
壁若しくは防火床にあつては一時間、第百十四条第一項の界壁、
同条第二項の間仕切壁又は同条第三項若しくは第四項の隔壁にあ
つては四十五分間）とあるのは、「六十分間（当該壁等が令和
六年国土交通省告示第二百八十四号第一第二号ニ(2)に掲げる基準
に適合する場合においては、四十五分間）」と読み替えるものと
する。

一一四以下	六・六以上	一二九以上	六・五以上	
一四〇以下	七・〇以上	一五六以上	七・〇以上	
一六五以下	八・九以上	一八三以上	七・五以上	

(3) 給水管等の外径を、当該給水管等の用途、覆いの有無、材質、肉厚及び当該給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分に応じて平成十二年建設省告示第千四百二十二号に定める数値未満とすること。

(4) 令第二百二十九条の二の四第一項第七号ハの国土交通大臣の認定を受けた構造のうち、当該認定において加熱開始後亀裂その他の損傷を生じないことが確かめられた時間が、六十分間（当該給水管等がニ(2)に規定する火災の発生のおそれの少ない室のみを構成する壁等を貫通する場合にあっては、四十五分間）以上のものとする。

ヌ

(略)

ヌ

(略)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。